

令和2年10月

組 合 員 各 位

えちご上越農業協同組合

刈払機(草刈機)取扱作業安全衛生講習会の開催について
(資格取得講習会の開催案内)

日頃、JA事業並びに活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近農作業事故が多発し、とりわけ草刈機の事故が一番多く、その事故防止対策が緊急課題となっております。

このため、厚生労働省が定めた「刈払機取扱者に対する安全衛生教育」に基づく講習会を下記日程で開催いたしますので、参加くださるようご案内いたします。

この研修会では、受講者に労働安全衛生法に基づく「安全衛生教育修了証」が交付されます。

1. 期日及び会場

期 日	受付・学科講義会場	実技会場
11月26日(木) 9時～17時	有田支店2階(上越市春日新田5-3-30) ☎ 025-543-2661	支店隣旧Aコープ
11月27日(金) 9時～17時	有田支店2階(上越市春日新田5-3-30) ☎ 025-543-2661	支店隣旧Aコープ

- * 講習会は1日の受講となりますので申込書に希望日をご記入ください。参加人数により、受講日を変更させていただく場合があります。
- * 講習会は、1会場最低10名、最大30名といたします。
- * 受講日決定後、受講日と会場の地図をご案内いたします。
- * 15時～16時まで(20名を超えた場合は17時まで)は、実技講習となり会場移動となります。
- * 実技講習は最大20名までとなっておりますので、1会場20名を超えた場合は2班に分け、班毎に実技講習と自走式草刈機の講習を交互に行う予定ですので、終了時間が17時となります。

<新型コロナウイルス感染防止対策>

- 講習会に参加される場合はマスクの着用をお願いします。
- 当日、体調に異常が見られる場合は参加をお控え願います。
- 今後の感染拡大の状況により中止とすることがありますのでご理解頂きますようお願い申し上げます。

(裏面に続きます)

2. 主催 えちご上越農業協同組合
3. 講師 コマツ教習所株式会社 栗津センタ（労働局長登録教習機関）
4. 受講料 1人 10,000円（テキスト代含む）
5. 申込 下記に記載する提出書類①～③のすべてがそろいましたら、JA各支店、各営農センター、農業対策課（経営サポート）のいずれかへ11月5日（木）までに提出し、お申し込みください。

提出書類

- ① 別紙 「受講申込書（出張講習用）」
※領収書の宛名に法人・会社名を希望される方は欄外にその旨をご記載ください
※緊急連絡のため携帯電話番号の記載をお願いいたします
- ② 運転免許証のコピー、または住民票の原本
※運転免許証の裏面に氏名、住所等の変更の記載のある方は、必ず裏面もコピーをとり、提出をお願いいたします
- ③ 顔写真1枚
※6ヶ月以内撮影のもので、30mm×24mm（免許証の写真と同じサイズ）、正面、無帽、背景無地のものをご提出ください
※写真の裏に名前をご記入ください

6. 当日の携行品

- ① 筆記用具（簡単なテストがあります）
- ② 昼食（外食可）、飲み物
- ③ 受講料 10,000円
- ④ 草刈機、工具等（実際に使用しているもの、実技講習で使用します）

7. その他

- ① 作業できる服装、作業靴で参加ください
- ② 集落等で共同草刈作業を行う場合は、現場責任者の受講をお勧めします
- ③ 複数名で参加される場合は、車は相乗りをお願いいたします
- ④ 修了証は1～2週間後に、領収書、受領書とともに送付いたします

お問い合わせ先

JAえちご上越 農業対策課（経営サポート）

〒943-0817 上越市藤巻5-30

電話 025-527-2035 FAX 025-527-2019

受講申込書（出張講習用）

＜太枠内のみ黒ボールペンで記入 注：修正液等での訂正は不可＞

開講番号	
インターネット予約番号	受講番号
インターネット予約の方は記入	

講習種類	*助成金制度 (○で囲む→)		利用	受講日	開始日	令和 年 月 日
					終了日	令和 年 月 日
受講者	フリガナ			性別・年齢		男・女 満年齢 歳
	氏名			生年月日		昭・平 年 月 日
	住所	〒 -		連絡先者	電話	- -
					FAX	- -
					携帯電話	- -
勤務先	フリガナ			連絡先者	電話	- -
	会社名				FAX	- -
	所在地	〒 -		受講票送り先		会社・個人
	業種コード (右記一覧)	01農業、02採石・建材、03建築、04土木、05造園・園芸、06電気、07塗装、08機械、09食品、10繊維、11化学、12窯業、13鉄鋼、14金属、15電力、16ガス、17産廃・解体、18企業組合、19商業、20レンタル、21運輸・倉庫、22印刷、23通信、24サービス、25人材派遣、26公務員、27自衛隊、28学校、29その他、30コマツ関係各社				

下記の本人確認書類等はお申込時に必要です。 — この位置に貼付できないものは添えてください —

貼付位置	本人確認書類 下記●の中からいずれか1つを貼付	【出張教育の場合】 ※顔写真(30×24mm・裏に名前記入)1枚準備願います。 ・教育実施場所が栗津センタ以外の場合(出張教育)は写真を添付して申込書と一緒に送付して下さい。
	<ul style="list-style-type: none"> ●運転免許証 (有効期限内) ●住民票等 (6ヶ月以内でマイナンバー記載のないもの) ●公的機関が発行する免許等 ●在留カード (有効期限内) 	

講習種類	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)		
	刈払機取扱作業安全衛生教育	伐木等の業務	伐木等追加講習(補講)	巻上げ機の運転の業務
	フォークリフト(1t未満)の運転の業務	クレーン(5t未満)の運転の業務	フルハーネスの業務	
	フォークリフト安全衛生教育			

裏面の受講申込規約に同意の上、上記の通り受講申込み致します。 記載事項に虚偽等がある場合、受講後と言えども法律に基づく処罰があったり、修了証が無効となったりしても、異議申し立ては致しません。 令和 年 月 日 コマツ教習所株式会社 栗津センタ 所長殿	受講料等(円)	コース	金額	領収証宛名
		項目		
		受講料(税込)		会社
		納入代(税込)		会社一括
		合計		個人

＜お客様各位＞ 当社は、個人情報をお以下の目的で利用させていただきます。
 ①受講申込書の内容確認、受講資格確認及び受講票送付。
 ②受講料等入金確認後、講習案内の送付、アンケートの実施
 ③お客様ご本人からの資料確認、お問合せに因るため。
 ※ご同意頂けない場合は受付当日窓口にお申し出ください。

修了証統合有	回収済
--------	-----

＜その他領収証宛名＞

当社処理欄	開講時		申込時		受付担当
	実施管理者	資格確認	資格確認	受付担当	

コマツ教習所株式会社 栗津センタ
 石川県小松市月津町ヲ 72-2
 Tel: 0761-44-3930
 Fax: 0761-44-3938

受講申込規約(出張講習)

受講者は、コマツ教習所株式会社が実施する出張講習の受講を申し込むにあたり、当社の定める下記の規約に従っていただくことになります。あらかじめ内容をよくお読みになり、ご理解いただいた上で、お申込みいただくようお願いいたします。また、本規約に記載のない事項については、各種パンフレット・当社ホームページ・受講票の定めによるものとします。

第1条(受講料の支払い) 受講者は、教習所が別途指定する受講料を当社指定期日までに、当社に支払うものとします。講習開始前までに受講料を支払わない場合、講習を受講することができません。

第2条(役務の提供) 当社は、受講者に対し、受講申込書に記載する講習種類の講習を、受講地にて提供します。

第3条(写真撮影) 講習中、講習実施状況を写真で撮影することがあります。ただし、個人を特定できるような状況での写真撮影は行いません。

第4条(安全等) 講習中は、常に「安全第一」を意識して行動してください。

2 講習中(特に機械を操作中や、機械の近くにいる場合)は、機械の動きに十分注意し、よそ見をしたり、ふざけたりしないでください。

3 機械への乗り降りは、指示された正しい方法で行ってください。

4 機械の運転・操作は、正しく、適切な速度で行い、決して乱暴な運転・操作はしないでください。

第5条(態度) 講習中は、講習に専念し、当社及び講師の指示、指導に従ってください。指示、指導に従わず、講習の継続が困難と認められる場合には、当社又は講師の判断により、受講を中断又は中止することがあります。

2 講習は、規定の時間受講する必要があります。講習中に席を離れたり、居眠り、携帯電話・スマートフォンの操作をするなど、講習に関係のない行為(以下「離脱行為」といいます。)はしないでください。

第6条(体調管理) 防寒具着用、水分補給等の準備を含む体調管理は自己の責任、判断で行ってください。

2 車両の操作に影響がある怪我や体調不良の場合には、講習を受けることができません。事前に当社又は講師に相談してください。

3 講習中の怪我や体調不良など異常が発生した場合には、直ちに講師に申告してください。

第7条(服装) 講習中は、講師の指示に従い、適切な服装をしてください。基本的には作業着ですが、無い方は半袖以上のシャツ・長ズボンでも構いません。ただし、露出の多い服装(タンクトップ・短パン・ランニングシャツなど)は、禁止です。

2 講習中は、講師の指示に従い、適切な方法で靴を履いてください。基本的には安全靴ですが、無い方は、スニーカーでも構いません。ただし、ヒール・サンダル・底の厚い靴・かかとをつぶしている靴などは、禁止です。

3 講習中は、メガネ・コンタクトが必要な方は、必ず着用してください。

4 講習中は、講師の指示に従い、保護具(ヘルメット、保護メガネなど)を着用してください。

第8条(未修了及び失格) 講習は、以下の行為により所定の受講時間を満たさないことが明らかになった時点で、未修了となります。未修了の場合、受講料の返還はできません。

(1)遅刻、早退、欠席

(2)離脱行為

(3)講師の指示、指導に従わないほか、受講者の責めに帰すべき事由により、講習の受講を中断、中止した場合

(4)(1)から(3)の他、受講者の責めに帰すべき事由により講習を離れる行為

2 受講者の責めに帰すべき事由によらず未修了となった場合、教習所に「受講継続申請書」を提出することにより、未修了科目の再受講ができます。

3 当社又は講師が、以下の行為があると認めた場合、失格となります。

(1)不正行為

(2)講師・他の受講者への暴言・暴力行為

(3)機械設備の危険運転・損壊行為

(4)(1)から(3)の他、当社又は講師が失格に相当すると認められた行為

第9条(講習の中断及び中止) 以下の場合、当社の判断で、講習を中断又は中止することがあります。

(1)受講者の怪我、体調不良への対応が必要となった場合

(2)警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮、津波、噴火)発令時、雷注意報発令時、その他悪天候(講習の実施について危険が予想される場合)

(3)事故や災害が発生した場合

(4)(1)から(3)の他、講習の実施、継続が困難と認められる場合

2 講習を中断した場合、再開又は中止の判断は、当日中に当社が行います。講習を再開する場合、中断から再開までに要した時間分の延長を行います。

3 講習を中止した場合、代替講習を実施する場合があります。当社の責めに帰すべき事由による中止を除き、必ず実施することを保証するものではありません。

4 講習開始後に講習が中止となった場合、受講者の責めに帰すべき事由がある場合には、受講者は、当社に対し受講料の返還を求められません。

第10条(損害賠償) 講習の中断又は中止により受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限り、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限り、受講者に賠償する責任を負うものとします。

2 受講者の操作により機械設備、施設等が損壊した場合、当社がその修理費等を負担します。ただし、受講者に故意又は重大な過失がある場合は、当社は、受講者に負担を求めることができるものとします。

3 前二項の他、受講者に損害が生じた場合、当社は、故意又は重大な過失がある場合に限り、受講者に損害を賠償する責任を負います。ただし、その賠償範囲は、受講者に直接かつ現実に生じた損害に限り、受講者に賠償する責任を負うものとします。